

パブリックコメント
令和8年10月1日（木）～11月2日（月）

第5期光市地域福祉計画（素案）について

令和8年10月

光 市

目 次

≪第Ⅰ部 共通編≫	
第1章 計画の策定にあたって	
第1 計画策定の背景	1
第2 計画の位置付け	2
第3 計画策定の視点	8
第4 計画の期間	9
第5 計画の策定体制	10
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
第1 人口等の推移	11
第2 地域福祉を支える人材等の状況	18
第3 第4期計画の成果・課題	19
第4 市民アンケート調査結果から見る地域の課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	
第1 基本理念	27
第2 基本目標	28
第3 計画の体系	29
第4章 計画の推進と進行管理	
第1 計画の推進	30
第2 それぞれの役割	30
第3 計画の進行管理	32
≪第Ⅱ部 計画編≫	
第1章 光市地域福祉計画（施策の展開）	33
基本目標Ⅰ「地域を担い支える人づくり」	33
基本目標Ⅱ「幸せをつなぎ地域で包む仕組みづくり」	39
基本目標Ⅲ「支え合い安心して生活できる地域づくり」	45
第2章 光市成年後見制度利用促進基本計画	50

第 I 部

共 通 編

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の背景

近年、社会構造の変化に加え、デジタル化の進展やコロナ禍を経たライフスタイルの変容により、家族・地域の「顔の見える関係」は以前にも増して希薄化するとともに、制度の狭間で孤立する世帯が増加し、地域の「支える力」の脆弱化が進行しています。

こうした地域社会の変容を背景に、高齢者世帯の増加や「8050問題」、「ひきこもり」、「ヤングケアラー」など、従来の福祉制度だけでは個別に対応できない、新たな支援ニーズを抱える世帯が増えています。また、「ダブルケア」や「老障介護」の顕在化、デジタル化の進展による情報格差（デジタル・ディバイド）がもたらす新たな孤立への懸念など、世帯が抱える課題はより多様な広がりを見せており、対象者とその家族をより早期に発見し、一体的に支える視点がこれまで以上に重要となっています。

国においては、令和3年4月の改正社会福祉法施行により、属性を問わない相談支援等を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。さらに、令和6年4月には「孤独・孤立対策推進法」が施行されるなど、誰もが排除されることなく、社会とのつながりを持って生きることができる環境整備が強く求められています。

こうした中、本市では、平成19年3月に「光市地域福祉計画」を策定し、平成24年3月の第2期計画からは光市社会福祉協議会との協働による一体的な策定へと移行しました。以降、平成29年度からの「第3期計画」、令和4年度からの「第4期計画」と、国の動向や地域の実情を踏まえながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

この度、計画期間の満了を迎え、本市を取り巻く様々な社会状況の変化や地域の福祉課題に的確に対応し、包括的な支援体制による「地域共生社会」の更なる深化・推進を図るため、第4期計画の基本的な考え方を継承し、本市における地域福祉の推進に向けた「第5期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」（以下第Ⅰ部において「本計画」という。）を策定するものです。

第2 計画の位置付け

1 地域福祉と地域共生社会

(1) 地域福祉とは

国が設置した社会保障審議会福祉部会では、「福祉」とは、個人が人としての尊厳をもって、障害の有無や年齢にかかわらず、安心して個人の尊厳の尊重される生活が送れるよう支援することとされ、また、「地域福祉」とは、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしい生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉とされています。

平成30年4月の社会福祉法の改正では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱える福祉や介護、保健医療をはじめ、様々な地域生活課題（※）を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図ることが規定されました。

地域福祉を推進するためには、医療、介護など社会保障制度に基づく公的なサービスの充実を前提に、地域住民や民間事業所を含む地域の社会福祉関係者が、お互いに支え合い、助け合いながら、誰もがそれぞれの個性を生き、地域の一員として生活を送ることができるよう、「自助」や「互助」の役割を果たし、連携して取組を進めることが重要です。

※地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題です。

(2) 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたり、社会福祉法の改正により、令和2年6月には、市町村において「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。このうち「地域づくりに向けた支援」では、あらゆる主体が地域の担い手として関わるのが重要です。特に、次代を担う若い世代が、単なる活動への「参加」にとどまらず、企画段階から主体的に関わる「参画」を促進することで、一人ひとりが居場所と役割を持ち、誰もが喜びを共有できる地域共生社会を目指していく必要があります。

また、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立を人生のあらゆる段階で誰にでも起こり得るものと位置付け、社会全体で対策を推進することが規定されました。本計画では、これらの法の趣旨を踏まえ、誰もが社会とのつながりを持ち、孤立を防ぐための視点を取り入れた地域福祉の推進が重要となります。

社会福祉法の改正及び孤独・孤立対策推進法の概要

1 重層的支援体制整備事業の創設（令和2年改正社会福祉法）

従来の「高齢」「障害」「子ども」といった分野ごとの支援（縦割り）を超えて、世帯全体の複雑化・複合化した課題に対し、市町村が一体的に支援を行う仕組みが創設されました。

・属性を問わない相談支援

相談者の属性（年齢や障害の有無など）にかかわらず、どのような悩みも「まずは断らずに受け止める」体制の構築

・参加支援と地域づくり

既存のサービスだけでは解決できない「社会とのつながり」に不安を持つ人への寄り添い（参加支援）と、住民同士の支え合いの場づくりの一体的な推進

2 孤独・孤立対策の推進（令和6年孤独・孤立対策推進法）

コロナ禍を経て顕在化した「社会的孤立」を社会全体の課題と捉え、誰もが排除されることなく、人とのつながりを持って生活できる環境づくりが推進されることとなりました。

・社会的なつながりの回復

孤立の状態にある人を早期に発見し、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、継続的な支援体制の整備

2 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、住民同士の助け合いや地域による支え合いの仕組みづくりを推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるための福祉コミュニティの形成を目指し、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市が策定する計画です。

本計画は「地域における高齢者、障害者、児童の福祉等の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」に位置付けられます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」は、第 4 期計画と同様に、本計画と一体的に策定します。

なお、本計画における「自助・互助・共助・公助」は、下記のとおり定義し、「自助・互助・共助・公助」の役割分担の下、それぞれが補い合いながら包括的なセーフティーネットを構築し、様々な地域の生活課題の解決を図ります。

自助	自分でできることを自分でする、自らの健康管理（セルフケアなど）
互助	インフォーマルな相互扶助（ボランティア活動、住民組織の活動など）
共助	社会保険のような制度化された相互扶助（介護保険制度及びサービスなど）
公助	公費を財源とした公的な福祉サービス（生活保護など）

参考）地域包括ケア研究会報告書（厚生労働省老人保健健康増進等事業）

※社会福祉法第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域における様々な福祉課題の解決に向け、民間組織が策定する活動(行動)計画です。

社会福祉法第 109 条では、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされており、このため、全国的には、社会福祉協議会が地域福祉計画との整合を図りつつ、住民や関係団体等と連携・協力しながら地域での福祉活動を進めていくための計画として地域福祉活動計画を策定しています。

※社会福祉法第 109 条

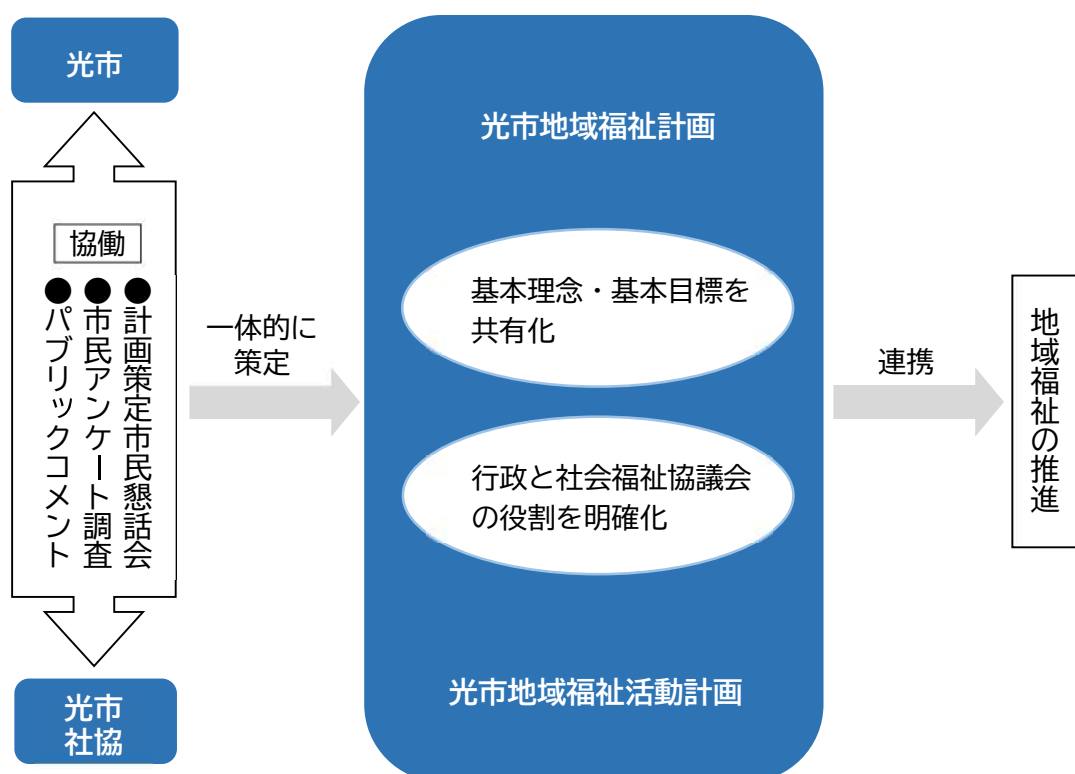
市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、(中略)

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

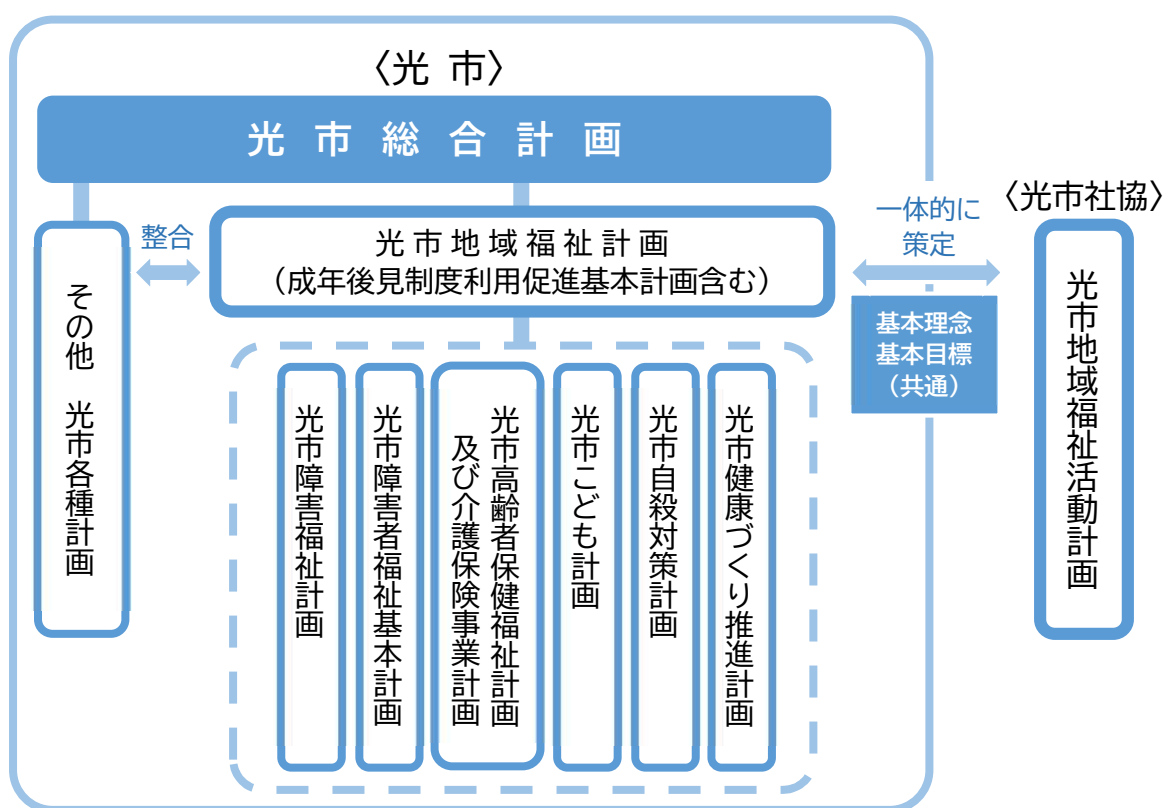
市が策定する地域福祉の推進のための理念や方向性を示す「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定し、それを実行する住民活動の在り方を示す「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、共通の基本理念及び目標の下、一体的に策定・推進することで、行政と社会福祉協議会の役割がより明確化され、連携を図るとともに、両計画を基礎として地域福祉を推進する支援体制づくりを効果的に進めます。

《地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定》



5 関係計画との整合性

光市地域福祉計画は、市の最上位計画である「光市総合計画」を上位計画として、高齢者、障害のある人、子ども、健康等保健福祉分野における各個別計画及びその他の光市の各種計画との整合を図りながら、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。



第3 計画策定の視点

本計画は、本市の特性を踏まえ、次の視点をもって策定します。

1 都市宣言の理念と「まちへの愛着」の継承

本市のまちづくりの基本である「おっばい都市宣言」、「安全・安心都市宣言」、「自然敬愛都市宣言」の理念に沿って、市民がまちへの愛着を深め、将来にわたって安心して住み続けられる地域福祉を推進します。

(1) おっばい都市宣言

すべての人が心豊かに育つまちづくり

(2) 安全・安心都市宣言

安全で安心して生活することができるまちづくり

(3) 自然敬愛都市宣言

美しく すばらしい自然を次世代へ

2 光市総合計画における福祉保健関連施策の実現

「第4次光市総合計画」の基本理念『愛され、選ばれ、輝き続ける ウェルビーイング (Well-being) のまちづくり』や、まちの将来像『心にゆとり 未来に希望 人とまちがともに輝く「健光（けんこう）都市」ひかり』を踏まえ、一人ひとりの「幸福」が将来にわたって途切れることなく続く地域福祉の実現を図ります。市民の多様な声を反映し、人口減少下においても誰もが心身ともに満たされ、自分らしく生きられる喜びを実感し続けられるよう、個人の幸せが地域全体の活力へとつながる「公共性」と、その基盤を次代へ引き継いでいく「継続性」を重視した施策を展開します。

3 「地域共生社会」の実現

複雑化・複合化した地域課題に対し、地域・行政・事業者が一丸となる包括的な体制で取り組みます。制度の狭間にある課題に対しても、人とのつながりを大切にする本市の地域性を生かし、より身近な地域から「共に支え合う」仕組みを構築します。市民一人ひとりが地域の担い手として参画し、誰もが排除されることなく、共に地域を創り、歩みを進めていくことができる包摂的な社会を目指します。

第4 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関連計画との整合を図るため、必要に応じて内容の見直しを行います。

<各計画の期間>

年度 計画	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
光市総合計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市地域福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市障害者福祉基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市障害福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市こども計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市健康づくり推進計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市自殺対策計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※点線は予定

第5 計画の策定体制

本計画は、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会が連携し、市民の代表等で構成した計画策定市民懇話会や市民アンケート等により、市民等の意見を反映して策定します。

1 計画策定市民懇話会

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するにあたり、学識経験者、地区コミュニティ関係者、連合自治会関係者、ボランティア関係者、地域活動関係者及び公募委員の20名で構成する「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定市民懇話会」に諮り、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映します。

2 市民アンケート調査

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和7年11月に市民アンケート調査を実施しました。

※詳細：資料編「市民アンケート調査結果」を参照

調査対象：16歳以上の光市民1,500人

抽出方法：無作為抽出法（年齢、性別、地区のバランスを考慮）

調査方法：郵送によるアンケートの配布・回収

回答者：684人

回答率：45.6%

3 パブリックコメント

市民等からの意見・提言を収集し、計画策定に反映するため、令和8年10月にパブリックコメントを実施します。

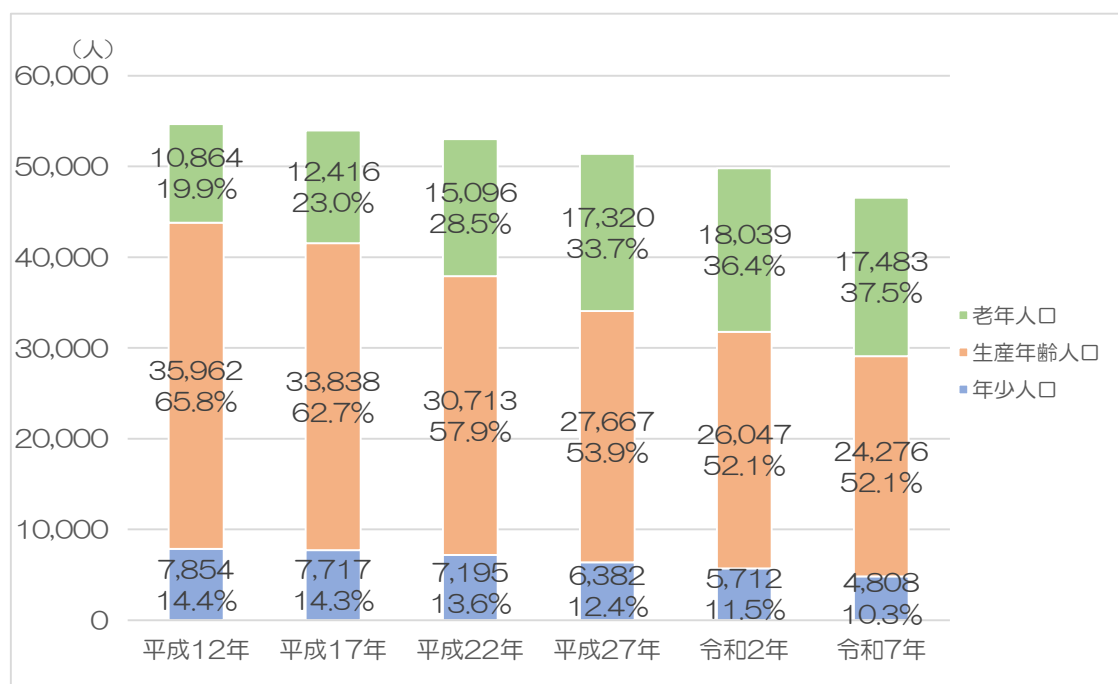
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1 人口等の推移

1 人口の状況

令和7年における本市の総人口は46,329人で、この25年間で8,351人減少しています。また、年齢層別に比較すると、総人口に占める年少人口の割合は年々減少し、老年人口の占める割合が急速に増加し、全体の37.5%を占めています。今後も引き続き少子高齢化が進行すると予想されます。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	54,680人	53,971人	53,004人	51,369人	49,798人	46,329人
年少人口 (15歳未満)	7,854人 (14.4%)	7,717人 (14.3%)	7,195人 (13.6%)	6,382人 (12.4%)	5,712人 (11.5%)	注) 4,808人 (10.3%)
生産年齢人口 (15～64歳)	35,962人 (65.8%)	33,838人 (62.7%)	30,713人 (57.9%)	27,667人 (53.9%)	26,047人 (52.3%)	注) 24,276人 (52.1%)
老年人口 (65歳以上)	10,864人 (19.9%)	12,416人 (23.0%)	15,096人 (28.5%)	17,320人 (33.7%)	18,039人 (36.2%)	注) 17,483人 (37.5%)



資料：国勢調査 ※令和7年は速報値、山口県人口移動統計調査

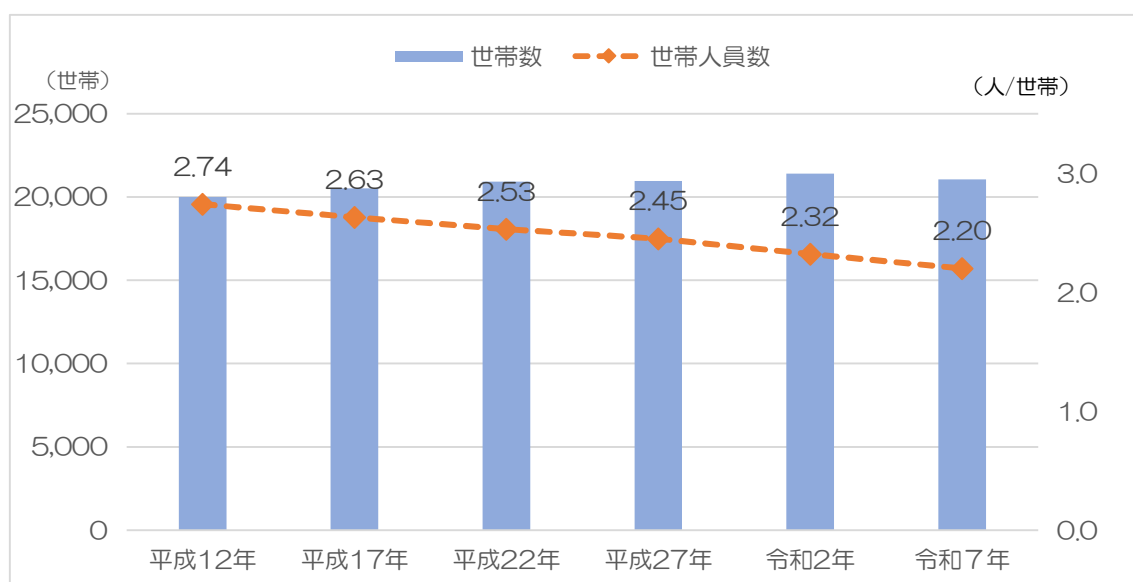
注：令和7年の総人口は国勢調査（速報値）、年齢層別人口は山口県人口移動統計調査の数値を用いているため、合計は総人口と一致しません。

2 世帯の状況

総人口が減少する中で、これまで増加を続けていた総世帯数も減少に転じました。

また、一世帯あたりの人員は継続して減少しており、世帯規模の縮小が更に進みました。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
世帯数	19,992 世帯	20,519 世帯	20,913 世帯	20,953 世帯	21,439 世帯	21,049 世帯
世帯人員数	2.74 人	2.63 人	2.53 人	2.45 人	2.32 人	2.20 人



資料：国勢調査 ※令和7年は速報値

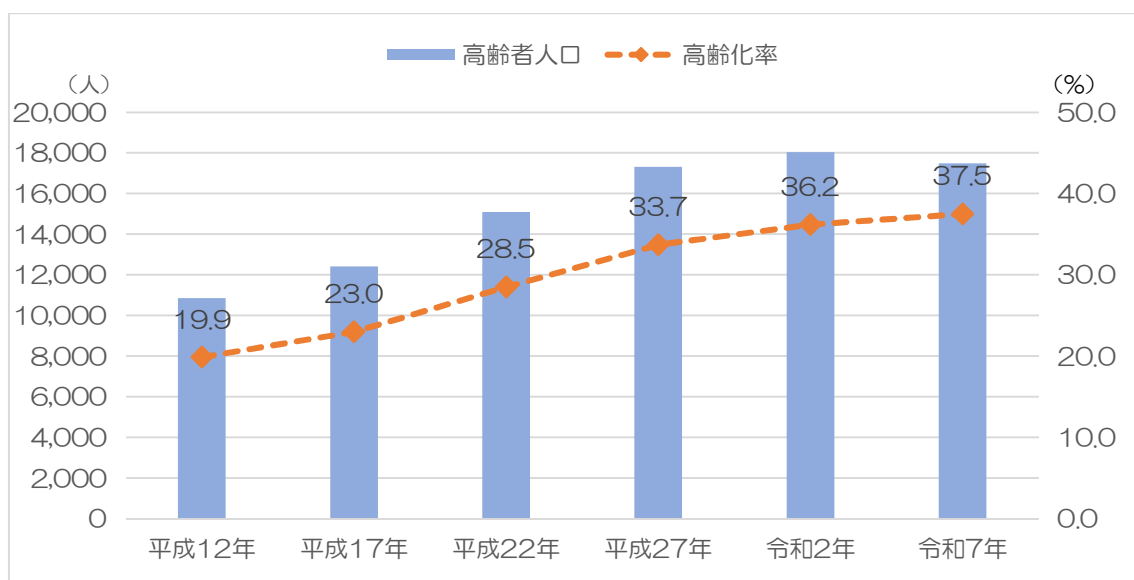
※世帯人員＝総人口÷総世帯数

3 高齢化率の推移

本市の高齢者（65 歳以上）の人口は、これまで一貫して増加してきましたが、令和 2 年をピークに減少に転じる見込みとなっています。一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者の人口割合）は上昇を続けており、本市では、令和 7 年には 37.5%と高い水準にあります。

参考までに、総務省の人口推計によると令和 6 年の高齢化率は、全国的には 29.3%、山口県は 35.5%となっており、本市は山口県平均を上回る高い水準となっています。

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
高齢者人口	10,864 人	12,416 人	15,096 人	17,320 人	18,039 人	17,483 人
高齢化率	19.9%	23.0%	28.5%	33.7%	36.2%	37.5%

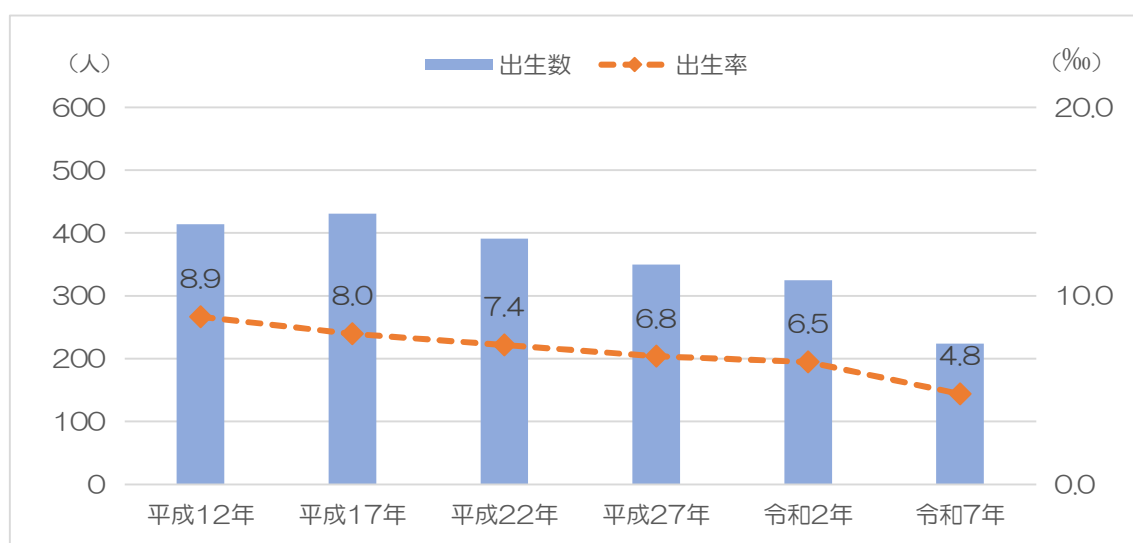


資料：国勢調査 ※令和 7 年は速報値、山口県人口移動統計調査

4 子どもの状況

令和7年の本市の出生数は、224 人となり、出生率は 4.8‰まで低下しています。これは、平成17年の出生率（8.0‰）と比較して3.2ポイント減少しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
出生数	414 人	431 人	391 人	350 人	325 人	224 人
出生率	8.9‰	8.0‰	7.4‰	6.8‰	6.5‰	4.8‰



資料：山口県人口移動統計調査 ※令和7年は暫定値

※出生率＝出生数／総人口×1,000〔単位：‰（パーミル）〕

また、一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数といわれる合計特殊出生率は、全国的に低下傾向にあります。この値は全国や山口県と比較すると高い水準ではありますが、現在の人口を維持するために必要とされる水準（2.07）を下回っており、少子化が進行しています。

【合計特殊出生率】

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	(参考) 令和 7 年
①全 国		1.36	1.26	1.39	1.45	1.33	1.14
②山口県		1.47	1.38	1.56	1.60	1.48	1.32
③光市	旧光市	1.52	1.49	1.60	1.63	1.58	-
	旧大和町	1.25					

資料：①②人口動態調査 ※令和 7 年は速報値、③人口動態統計特殊報告

※合計特殊出生率：一人の女性が生涯に生むとされる子どもの数で、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別の出生率（母の年齢別の出生数を年齢別の女性人口で割ったもの）を合計しています。

5 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

障害別に見ると、肢体不自由が45.2%と最も多く、次いで内部障害が40.1%となっています。

また、障害の等級別は、1級が30.0%と最も多く、2級と併せた重度の障害者が全体の41.6%となっています。

種類	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
所持者	85 人	145 人	19 人	767 人	679 人	1,695 人
構成比	5.0%	8.6%	1.1%	45.2%	40.1%	100.0%

等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
所持者	508 人	197 人	335 人	435 人	110 人	110 人	1,695 人
構成比	30.0%	11.6%	19.8%	25.6%	6.5%	6.5%	100.0%

資料：福祉総務課資料（令和8年4月1日現在）

(2) 療育手帳所持者の状況

障害の程度別に見ると、B（中・軽度）が全体の62.7%を占めています。

程度	A（重度）	B（中・軽度）	合計
所持者	186 人	312 人	498 人
構成比	37.3%	62.7%	100.0%

資料：福祉総務課資料（令和8年4月1日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

障害の程度別に見ると、1級（重度）と2級（中度）で全体の59.1%を占めています。

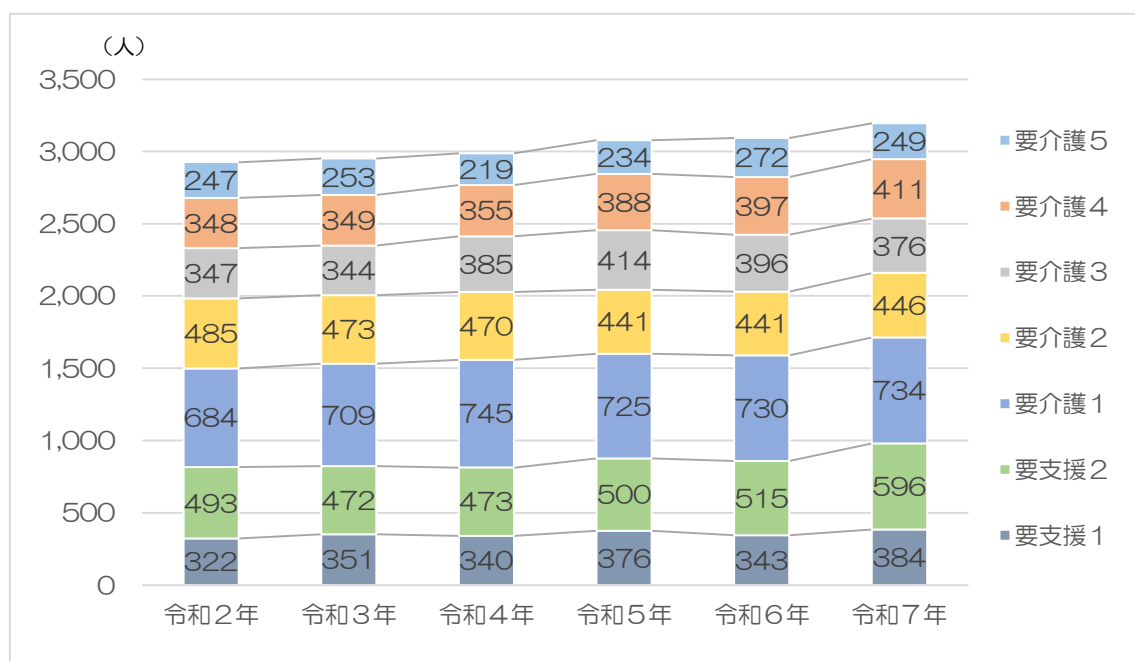
等級	1 級	2 級	3 級	合計
所持者	52 人	186 人	165 人	403 人
構成比	12.9%	46.2%	40.9%	100.0%

資料：福祉総務課資料（令和8年4月1日現在）

6 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者は年々増加傾向にあり、今後、高齢化（とりわけ後期高齢者の比率が上がる）の進展により、重度化が想定されます。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
要支援1	322人	351人	340人	376人	343人	384人
要支援2	493人	472人	473人	500人	515人	596人
要介護1	684人	709人	745人	725人	730人	734人
要介護2	485人	473人	470人	441人	441人	446人
要介護3	347人	344人	385人	414人	396人	376人
要介護4	348人	349人	355人	388人	397人	411人
要介護5	247人	253人	219人	234人	272人	249人
合計	2,926人	2,951人	2,987人	3,078人	3,094人	3,196人



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告月報（各年3月31日現在）

第2 地域福祉を支える人材等の状況

地域では、関係組織等をはじめ多くの方々が、それぞれの立場で地域福祉の活動に参加・協力しており地域福祉の支えとなっています。

1 人材・団体の状況

- (1) 民生委員・児童委員【地区担当委員：110人(1人あたり平均で約212世帯を担当)、主任児童委員：12人】

厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域の福祉に関する相談援助活動など、社会奉仕の精神をもって様々な取組を行っています。また、児童福祉を専門とした主任児童委員も設置されています。

- (2) 福祉員【346人】

自治会を単位として、1～2人の福祉員が市(地区)社会福祉協議会から委嘱を受け、ひとり暮らし高齢者の訪問活動(敬愛訪問活動)をはじめとした小地域での福祉活動や、地区社会福祉協議会の諸事業の支援を行っています。

- (3) ジュニア福祉員【374人】

地区社会福祉協議会から委嘱を受けた、市内の小学校高学年児童が、地域に暮らす全ての方々が明るく楽しく暮らすための活動として、高齢者等の訪問活動やあいさつ運動、地区の行事等に参加しています。

- (4) 老人クラブ【47単位クラブ、友愛訪問活動員：84人】

地域の高齢者が自主的に組織し、お互いの交流を深めるためにボランティアや各種学習会、スポーツなどの活動を行うと同時に、友愛訪問活動として、訪問員によるひとり暮らし高齢者の見守り活動を行うなど、地域のために生涯現役で活動しています。

2 住民が主体となった地域福祉活動の状況

- (1) 見守りネットワーク【対象：122世帯】

民生委員・児童委員が中心となり、地域で暮らす支援の必要な世帯を対象とした見守り活動を、地域の関係者・組織と協働で進めています。

- (2) ふれあい・いきいきサロン【71箇所】

身近な地域のなかに、「楽しく」「気軽に」「無理なく」過ごせる場所をつくることで「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動として、自治会組織や老人クラブなどが中心となって自主的に運営されています。

3 ボランティアセンターの状況【団体登録：26、個人登録：89人】

団体や個人がボランティア登録し、高齢者や障害がある人への支援をはじめ、施設や行事など地域で様々な活動を行っています。

第3 第4期計画の成果・課題

第4期計画では、地域住民や地域の主体が「我が事」として参画する「地域共生社会」の実現を提唱し、基本理念である「みんなが やさしきでつながり 支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり」に向けて、3つの基本目標を柱に計画を推進してきました。

第4期計画の推進にあたり、地域福祉計画で設定した事業指標、及び地域福祉活動計画における成果と課題は次のとおりです。

1 基本目標Ⅰ「地域を担い支える人づくり」

住民の日頃からの生きがいづくりや健康づくりなどをはじめ、福祉意識の高揚や福祉活動への住民参加の促進、ボランティアの育成・活動の支援、コーディネーターの配置などに取り組みました。

●事業指標

項 目	策定時 (R3)	目標値 (R8)	近況値
地域の自治会やコミュニティ活動に参加している人の割合	54.7%	60.0%	60.8% (R7.9)
介護予防事業の参加者数（年度）	2,323 人	4,030 人	2,393 人 (R8.3)
普段から健康に心がけている人の割合	85.1%	95.0%	85.7% (R7.9)
障害者（児）を支援したことがある人の割合	34.3%	40.0%	39.5% (R7.9)
あいサポーター研修受講者数（累計）	533 人	800 人	1,707 人 (R8.3)
認知症サポーター養成講座受講者人数（累計）	9,280 人	13,600 人	10,131 人 (R8.3)
福祉ボランティア活動に参加している人の割合	9.2%	25.0%	10.5% (R7.9)
生活支援コーディネーターの人数	3 人	8 人	6 人 (R8.3)

●成果と課題

成 果

- 地域活動への参加割合は目標値を上回っており、住民の社会参加を支える受け皿として、自治会やコミュニティ活動は一定程度機能している状況です。
- 健康診査の受診勧奨や健康づくり事業を継続しており、市民が自身の健康に対する意識や介護予防事業の参加者数が維持されています。
- あいサポーター研修は、市立中学校で定期的実施するなど、目標を上回る受講があり、障害者（児）支援に関する知識習得の機会を提供しました。
- 生活支援コーディネーターを4地区へ配置し、地域の潜在的なニーズを把握して必要な支援につなげるための支援体制を構築しました。

課 題

- 地域の自治会やコミュニティ活動の参加者が、多様な地域の人や団体とつながり、地域の課題に取り組むことが求められています。
- 健康意識は高いことから、健康を維持するための介護予防事業等への参加を促すための効果的な取組が求められます。
- 研修等で得た知識を、実際に障害のある人や認知症の人の支援につなげるための機会や場を創出することが必要です。
- 認知症サポーターの養成やボランティアの育成など、福祉意識の高揚や人材育成が進むよう、計画的な取組を継続する必要があります。

2 基本目標Ⅱ「やさしさで人がつながる仕組みづくり」

支え合いによるネットワークや相談・情報提供体制を整えるとともに、地域で支援が必要な人を見守り、必要な支援や福祉サービスにつなげる体制の構築と充実を図りました。

●事業指標

項 目	策定時 (R3)	目標値 (R8)	近況値
認知症高齢者等声かけ訓練（徘徊模擬訓練）実施回数（年度）	0 回	5 回	2 回 (R8.3)
高齢者見守り活動に協力する民間事業所数	14 事業所	16 事業所	15 事業所 (R8.3)
ひかり見守りネットの協力事業者数	183 事業者	300 事業者	201 事業者 (R8.3)
ひかり子育て見守りネットワーク市民サポーター数	286 人	300 人	371 人 (R8.3)

子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数（年度）	7,185 件	7,000 件	7,108 件 (R7.3)
高齢者に関する相談人数（延人数）	3,297 件	3,540 人	10,264 人 (R8.3)
光市生活自立相談支援センターへの相談件数（年度）	268 件	100 件	110 件 (R7 年度)
地域の生活支援の取組を推進する協議体数	6 協議体	12 協議体	5 協議体 (R8.3)

●成果と課題

成 果

- 高齢者に関する相談の実績が目標を上回るなど、行政・専門機関による相談受付の実績が積み上がっており、地域包括支援センターなどの相談窓口の市民への周知が進んでいると考えられます。
- 地域全体で支え合うための協力体制の「枠組み」の整備を進め、見守り協力事業者や市民サポーターの登録数が増加しました。
- 生活自立相談支援センター等の運用により、複合的な課題を抱える世帯に対する包括的な支援体制を維持しました。

課 題

- 相談内容の複雑化・多様化、相談件数の大幅な増加に伴い、相談員のスキルアップや負担軽減、関係機関とのより緊密なネットワークによる効率的な対応体制づくりが必要です。
- 地域の生活支援を具体的に推進するための協議体の設置が横ばいの状況が続いています。
- 協力事業者との関係構築をより一層深め、見守りネットワークの更なる強化が求められます。

3 基本目標Ⅲ「支え合い安心して生活できる地域づくり」

地域における関係組織（団体、企業、福祉施設等）の相互連携の強化や権利擁護事業の推進など、地域の住民や団体による安心して生活できる地域づくりを推進しました。

●事業指標

項 目	策定時 (R3)	目標値 (R8)	近況値
自主防災組織率（加入世帯の割合）	92.6%	97.0%	92.9% (R8.3)
市民活動団体の登録数	58 団体	80 団体	55 団体 (R8.3)
光市の治安が良いと思う人の割合	87.7%	88.0%	84.5% (R7.9)
老人クラブの会員数	3,471 人	3,600 人	1,998 人 (R8.3)
ふれあい・いきいきサロンの登録数	84 サロン	114 サロン	71 サロン (R8.3)

●成果と課題

成 果

- 自主防災組織率が高い水準で推移しており、各地区において災害時に備えた互助の組織体制が維持されています。
- 治安が良いと思う人の割合は、目標値には届かなかったものの、市民からは一定の安心感が得られていると考えられます。

課 題

- 地域の連帯感の指標となる自主防災組織率や治安の実感、活動団体数などの水準が維持されていることから、実践的な活動につなげることが必要です。
- 市民活動団体の登録数が減少傾向にあるため、活動団体の活動が市民に伝わるように、光市公式ウェブサイトやSNS等での更なる情報発信強化を図るなど、会員登録数増加につながるような支援が求められています。

第4 市民アンケート調査結果から見る地域の課題

1 近所とのつながりについて（資料P●・● 設問7～9を参照）

近所付き合いの程度については、会えば挨拶を交わす程度の付き合いが半数近くを占め、親しく付き合っている人は限定的となっています。全体として、深入りを避けつつ一定の距離感を保つ傾向が見られます。

一方で、近所の人に期待する支援としては、災害時の手助けや安否確認・見守りが上位を占めており、非常時や日常生活における安心・安全へのニーズが高いことが伺えます。また、近所に対してできる支援としては、安否確認や声掛けを挙げる人が非常に多く、住民の側に「お互いの無事を確認し合う」という見守りに対する高い協力意識があることが分かります。

しかし、現実の付き合いが挨拶程度に留まっていることから、災害時の円滑な救助や、孤立を防ぐための早期の気付きにつなげるには、この緩やかなつながりをいかに信頼関係へと深めていくかが重要です。

地域福祉を推進するためには、住民の持つ「協力したい」という意識を、実際の見守り活動や災害時の行動計画に結び付ける仕組みづくりとともに、プライバシーに配慮しつつ日常的な交流を促進し、地域での孤立を防ぐ取組が必要です。

2 福祉（高齢者、障害のある人、子ども、健康・医療）に対する考えについて

（資料P●～● 問10～14を参照）

高齢者や障害のある人が地域で暮らしていく上では、在宅での医療・介護サービスの充実や、安定して医療を受けられる体制を求める声が最も多くなっています。加えて、買い物や通院のための移動手段の確保、日常生活の支援、周囲の理解や協力など、住み慣れた地域で安心して生活し続けるための基盤整備が強く望まれています。

子育て支援については、親の仕事の形態に合わせた保育サービスの充実や、父母が共に家事・育児ができるための支援、不安や悩みを相談できる場所へのニーズが高くなっています。多様な働き方に対応した環境づくりとともに、孤立感のない子育て体制の整備が求められています。

健康・医療に関しては、夜間や休日の救急・医療体制の充実、健康診断を受けやすい環境の整備、さらに、認知症予防などの疾病や介護状態を未然に防ぐ取組が重要視されています。

福祉情報の入手方法は、市広報「ひかり」や「自治会の回覧板」、身近な人からの伝達が上位を占めており、依然として紙媒体や対面による情報提供が重要な役割を担っています。今後は、これらの充実を図るとともに、インターネットやSNSを活用した幅広い世代への効果的な情報発信が必要です。

3 地域における活動について（資料P●・● 問15～18を参照）

地域での活動に参加していない人は8割を超えていますが、前回調査と比較すると、活動に参加している人の割合はわずかに増加しており、意識の変化が伺えます。現在活動している人の多くは、特定の頻度を決めず、自身の生活に支障のない範囲で柔軟に関わっています。

活動に参加していない理由としては、仕事や家庭などによる「時間的・精神的な余裕のなさ」が最も多く、次いで「何をしたら良いか分からない」といった戸惑いが多く挙げられています。一方で、半数の人が「自分自身に時間的な余裕」ができれば参加しても良いと考えており、また「一緒に参加する人」がいれば参加を前向きに捉える傾向も見られます。

このことから、潜在的に地域福祉活動に関心を持つ層を実際の活動へつなげていくためには、短時間や単発といった参加しやすい活動の情報提供を強化するとともに、一人ひとりのライフスタイルに合わせた多様な関わり方を提案し、地域の担い手を広げていく取組が必要です。

4 地域福祉について（資料P●～● 問19～25を参照）

地域福祉を推進する中心的な役割を担う市社会福祉協議会については、名前や活動を知っている人の割合が8割を超えていますが、活動内容まで知っている人はその一部に留まっています。主な活動として、広報紙の発行や高齢者の見守り、サロン活動の支援などが認知されています。また、地区社会福祉協議会についても、名前や活動を知っている人が前回調査より増加しており、地域に根ざした組織としての認知が徐々に広がっています。

住民自身の役割としては、住民同士の助け合いの意識の向上を挙げる人が最も多く、次いで相談できる身近な人間関係づくりが重要視されています。一方で、地域の助け合いに必要な個人情報の開示については、開示に前向きな人が半数近くいるものの、プライバシーの保護に不安を感じる人も依然として多く、個人情報の適切な取り扱いと安心感の醸成が不可欠です。

行政に求める役割としては、福祉に関する分かりやすい情報の提供や、サービスの向上、困っている人の早期発見・支援の仕組みづくりが上位を占めています。また、社会福祉協議会や福祉施設に対しては、気軽に利用できるサービスの提供とともに、専門職員の人材育成や確保、利用しやすい施設の充実といった、質の高い支援体制の構築が求められています。

行政、市社会福祉協議会、福祉事業者がそれぞれの役割を果たしながら、緊密に連携・協働し、地域福祉を担う人材の育成や情報の周知に努めていくことが必要です。

5 成年後見制度について（資料P●～● 問 26～31 を参照）

成年後見制度の認知度については、名称は知っているものの詳しい内容までは知らないという人が多く、制度の内容を十分に把握していない層が全体の約6割を占めています。自分や家族の判断能力が不十分になった際の制度利用についても、半数の人が「わからない」と回答しており、判断材料となる情報が不足している現状がうかがえます。

制度の利用を希望する理由としては、施設入所や福祉サービスの契約手続の必要性に加え、家族の負担軽減や専門職による支援への期待が多く挙げられています。一方で、利用を希望しない理由としては、適切に管理・判断されるかといった不安や、誰が後見人になるか分からないといった心理的な不安、制度を自分事として捉えられていない意識が上位を占めています。

後見人になってほしい相手としては、親族を希望する人が突出して多く、次いで弁護士や社会福祉士などの専門家となっています。また、市民後見人としての活動については、興味がないという回答が大半を占めており、担い手の確保に向けた関心の醸成は依然として高いハードルとなっています。

今後は、制度の仕組みやメリットだけでなく、手続の方法や費用の目安、相談窓口など、より具体的で安心感につながる情報提供を進め、制度を正しく理解し利用しやすい環境を整える必要があります。

6 地域福祉を支える仕組みづくりに向けて（資料P●・● 問 32～34 を参照）

生活上の問題に対する相談先は、家族や親族、友人や知人が大半を占めており、専門機関や地域団体よりも身近な人間関係を頼る傾向が強く見られます。一方で、インターネットやSNSを活用する層も一定数存在しており、個人や世帯が抱える悩みを早期に把握し、必要に応じて適切な支援機関へつなげるための窓口の周知や、相談しやすい環境づくりが重要です。

災害時においては、迫りくる危険に対する適切な情報提供や、被災後の生活再建、医療体制の確保に多くの人が不安を感じています。また、避難時に手助けを求める相手としては、家族や親族に次いで近所の住民が多く挙げられており、有事の際の互助の役割が大きく期待されています。

こうした結果から、日頃の近所付き合いが挨拶程度に留まっている現状を踏まえつつも、いざという時に助け合える「顔の見える関係」を築いていくことが不可欠です。住民同士のつながりを強化し、災害時の避難支援体制や安否確認の仕組みを地域全体で整えていくことが、安心・安全な地域福祉の実現に向けた重要な鍵となります。

7 自由意見から

自由意見では、日常生活に直結する切実な課題や、支援体制の改善を求める具体的な提案が数多く寄せられました。

特に、移動手段・交通インフラに関する意見が多く、光駅のバリアフリー化の早期実現や、免許返納後の通院・買い物を支えるデマンド型交通、バス路線の再編など、移動手段を確保する施策が強く求められています。また、独居高齢者の安否確認やごみ出し支援など、住み慣れた地域で自立した生活を継続するためのきめ細かなサポートを望む声が目立っています。

福祉サービスや情報発信については、相談窓口の複雑さを解消するための「福祉の道標（一覧表）」の作成や、SNSの活用、高齢者にも分かりやすい図解による広報の工夫が求められています。また、介護・福祉現場の深刻な人手不足や、ボランティアの高齢化、自治会役員の負担増に対する懸念も多く、有償化やポイント制の導入、現役世代がスポット的に参加しやすい仕組みづくりなど、地域福祉活動を維持するための新たな提案も寄せられました。

このほか、障害児・者の休日の居場所づくり、不登校・引きこもり当事者と家族への訪問支援、避難所の環境整備や災害情報の伝達徹底など、多岐にわたる分野で具体的な改善を求める声が上がっています。

これらの多様な意見を真摯に受け止め、行政、社会福祉協議会、地域住民がそれぞれの役割を再確認しながら、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1 基本理念

第4期計画では、「みんなが やさしきでつながり 支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、地域共生社会の土台となる包括的な支援体制の構築を推進してきました。

第5期計画では、この理念を継承しつつ、孤独・孤立の深刻化や、ヤングケアラー、老障介護といった「制度の狭間にある複雑な課題」に的確に対応するため、地域福祉の更なる充実を図ります。

市民一人ひとりが自分らしく生きる「幸福」を実感し、その幸せを地域の中でつなげていくことで、人口減少下においても将来にわたって安心が続く地域福祉を共につくり上げます。

基本理念

思いやり みんなでつなぎ いつまでも
幸せ感じる 福祉のまち

第2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標は、計画策定市民懇話会及び市民アンケートでの意見を踏まえて設定したもので、基本目標を具現化するため、地域福祉計画においては施策を、地域福祉活動計画においては、活動目標及び個別施策を定めました。

基本目標Ⅰ

地域を担い支える人づくり

地域福祉の推進に不可欠な人材について、住民自身による日頃からの生きがいづくり、健康づくりや介護予防活動をはじめ、福祉に対する意識の醸成、ボランティア活動の推進など、地域を担う人材の育成と活動を支援します。

基本目標Ⅱ

幸せをつなぎ地域で包む仕組みづくり

地域住民や世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中で、誰もが幸せを感じられるよう、住民同士が支え合い、地域全体で一人ひとりを包み込みながら、必要な支援や福祉サービスへとつなぐ仕組みづくりを進めます。

基本目標Ⅲ

支え合い安心して生活できる地域づくり

支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進するため、災害時や地域課題の解決に資する地域のつながりを強化し、地域の人材や団体を活用・支援するなど、安心して生活できる環境づくりを進めます。

第3 計画の体系

『地域福祉計画・地域福祉活動計画』の体系

基本理念	思いやり みんなでつなぎ いつまでも 幸せ感じる 福祉のまち		
基本目標	地域福祉計画（P33～） 【光市】	地域福祉活動計画（P〇～） 【光市社会福祉協議会】	
	施 策	活動目標	具体的な取組
Ⅰ 地域を担い 支える 人づくり	1 市民が主体的に取り組む 生きがいと健康づくり	住民主体の活動の 推進	地域交流の場づくり
	2 地域福祉を推進する 意識の醸成	地域活動の参加促 進の充実	地域福祉活動への参 加促進
	3 地域福祉活動の担い手育成 と活動の支援	担い手の発掘・育成 の促進	多世代と支え合いの 推進
Ⅱ 幸せをつなぎ 地域で包む 仕組みづくり	1 地域の見守り体制の強化	地域住民や関係機 関との連携構築	福祉に関する啓発・情 報発信の充実
	2 必要な支援や福祉サービスにつなげる 包括的な相談体制の充実	機能的な相談・支 援体制の充実	福祉教育・学習機会 の充実
	3 支援が必要な人を支える 包括的な支援体制の充実	関係機関との包括 的な関係の構築	福祉人材の発掘と育 成
Ⅲ 支え合い 安心して 生活できる 地域づくり	1 地域のつながり強化	住民同士の交流に よる支え合いの促進	ボランティア活動への参 加促進
	2 誰もが安心して生活できる 環境づくり	安全で暮らしやすい 地域づくりの支援	福祉活動の継続と活 性化
	3 地域団体の活動支援	地域で活動する団 体の活性化	地域における見守り活 動の推進

第4章 計画の推進と進行管理

第1 計画の推進

1 推進

本計画の策定主体である「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会」を計画推進の中心的組織と位置付け、市民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割分担と進捗状況を確認しながら、計画を推進していきます。

2 連携

市民、地域、市、市社会福祉協議会のほか、コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、福祉事業者、ボランティア、その他関係機関などとの連携を図ります。

第2 それぞれの役割

“思いやり みんなでつなぎ いつまでも 幸せ感じる 福祉のまち”

地域福祉の主役は、地域で暮らす市民一人ひとりです。

地域社会の変容に伴い多様な課題が潜在するなか、本計画では、一人ひとりの思いやりによって、誰もが幸せを感じられるまちをつくり、それを将来にわたってつないでいくことを基本理念に掲げています。

この福祉のまちを実現するためには、行政や市社会福祉協議会をはじめ、コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、福祉事業者、ボランティアなど、地域に関わる全ての主体が重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、それぞれが役割を意識し、相互に連携を深めながら、この支え合いの仕組みを次代へとつないでいくことが大切です。

1 市民の役割

自分でできることを自分でする「自助」とともに、地域の課題に対応し、地域福祉を推進するためには、身近な「ご近所さん」や「近くの人」が「助け合う」、『近助（きんじょ）』の取組を進めるとともに、地域の課題を「我が事」として捉え、主体的に福祉活動に参画する意識の醸成が必要です。それぞれのライフスタイルに合わせ、「挨拶から一歩進める」「日常生活の中で見守る」など、無理のない範囲で身近な行動から始めていくことが期待されます。

特にシニア世代は、豊かな知識や経験を生かし、自らの生きがいや健康維持も兼ねて、それぞれのペースで地域を支える大切な担い手として活躍することが期待されます。

2 地域・団体の役割

(1) 地域の組織・団体

コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などは、地域における福祉活動の推進において中心的な役割を担うことが期待されています。地域の課題に対しては、それぞれの組織や団体が個々に活動するだけでなく、互いの強みを生かしながら密接に連携し、解決に向けた活動を進めていくことが大切です。市や市社会福祉協議会は、これらの地域組織・団体と深く連携しながら、一体となって地域福祉を推進していきます。

また、コミュニティ協議会は、地域の福祉活動を担う多様な組織・団体が対話を重ね、つながりを深めるためのプラットフォームとしての機能を発揮することが期待されます。

(2) 市民活動団体

それぞれの専門的な活動を通じて、地域住民の福祉ニーズに対して柔軟かつ迅速に対応し、地域の活性化に貢献することが期待されます。

また、福祉活動を展開するにとどまらず、その取組を広く発信するとともに、行政や関係機関との協働を円滑に進めるための架け橋としての役割も求められます。

(3) 福祉事業者

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を最大限に発揮し、市民のニーズに応じた質の高いサービスの提供や利用者の視点に立った自立支援、適切な情報提供に積極的に取り組むことが大切です。

さらに、多様化するニーズに対応するための新たなサービスの創出に努めるとともに、保有するヒト・モノ・情報などの地域資源を生かし、市民が地域福祉活動へ一歩踏み出すための支援を行うなど、地域社会への貢献が期待されます。

3 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

行政と緊密な連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、基本理念に基づいた具体的な活動計画を策定・推進します。その展開にあたっては、市民、各種団体、そして行政をつなぐコーディネーターとして、それぞれの活動が円滑に進むよう調整役の役割を果たします。

4 行政（市）の役割

市は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する義務と責任を負っています。

市民による自主的な支え合いの取組を促進するため、社会福祉協議会や保健・医療・福祉関連機関、ボランティア団体等と相互に連携し、潜在するニーズの的確な把握や、次代を見据えた教育・啓発活動に努める必要があります。

このため、介護保険制度などの共助や生活保護などの公助を適切に運用しつつ、重層的支援体制の構築や孤独・孤立対策を踏まえ、福祉保健部を中心に全部局が連携し、効果的に計画を推進していきます。

第3 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルに基づいた適切な進行管理を行い、社会情勢の変化や地域の実情に応じた確実な推進を図ります。

毎年の進捗管理と評価

計画の進捗状況については、光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定等市民懇話会において毎年点検を行います。評価にあたっては、「第4次光市総合計画」との整合性を常に考慮しつつ、各施策の具体的な実施状況や地域の変化を多角的に把握し、必要に応じて取組の見直しや改善につなげます。

計画の展開と次期計画への継承

計画の1年目から3年目までは、市民懇話会を中心に毎年の点検・評価を重ね、着実な取組を推進します。4年目以降は、これまでの運用の成果や課題を総合的に分析・評価するとともに、次期計画の策定に向けた具体的な検討へとつなげていきます。

第Ⅱ部

計 画 編

第1章 光市地域福祉計画（施策の展開）

基本目標Ⅰ 地域を担い支える 人づくり

—市民の主体的な活動を通して
生き生きと活躍できる人づくりに取り組みます—

1 市民が主体的に取り組む生きがいと健康づくり

■現状と課題等

今、私たちに求められているのは、多様な人々が豊かな経験や個性を生かしていきいきと活躍できる社会です。そのためにも、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、誰もが単なる支援の「受け手」ではなく、互いに地域を創る「支え手」として主体的に社会に関わっていく、地域福祉活動の推進が期待されています。

また、全ての市民が健康で豊かな人生を送り、自分らしく暮らせる「健康寿命の延伸」を目指すためには、一人ひとりが日頃から健康づくりや介護予防に主体的に取り組むことが不可欠です。今後は、そうした日常的な健康意識を具体的な地域活動へと結び付けるための、効果的なアプローチの確立が求められています。

■取組の方針

①社会参加の推進と生きがいづくり

年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加の促進と生きがいづくりの充実を図ります。また、地域社会の担い手として、生きがいを持ちながら積極的かつ有意義な人生を送るために、意欲や関心を持って社会・地域活動に参加するための取組を推進します。

②市民の健康づくりと介護予防に向けた取組の推進

市民の健康意識の向上を図り、健康診断や各種検診等の受診をはじめ感染症予防、健康の保持増進のための健康づくり及び介護予防のための身体機能の維持改善に向け、取組の周知や定着を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・趣味や特技、これまでの経験などを生かし、無理のない範囲で地域活動に参加します。
- ・自らの健康に関心を持ち、定期的な健（検）診の受診や健康的な生活習慣の実践を通じて、健康づくりに主体的に取り組めます。

○地域・団体の取組

- ・誰もが自分なりのペースや役割を持って活動に参加できるよう、活動内容や募集方法を工夫します。
- ・個人の取組を支える健康づくり活動を家庭、地域、学校、職域、関係団体等と連携して取り組みます。

○行政の取組

- ◆高齢者の社会参加を進めるため、ふれあい・いきいきサロンや老人クラブの活動を支援します。
- ◆介護予防に関する知識の普及や啓発を図るとともに、介護予防の取組を推進します。
- ◆自らが持つ豊かな知識や経験、技能を生かした地域貢献や自らの介護予防につながる「介護支援ボランティアポイント事業」を推進します。
- ◆日常の健康管理に役立つ情報の提供や、各種健（検）診、健康づくり推進計画に基づく事業等を通じて、市民の健康づくりを推進します。
- ◆予防接種を含めた感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

2 地域福祉を推進する意識の醸成

■現状と課題等

少子高齢化や人口減少の進行、デジタル化やライフスタイルの変容等により、家族・地域のつながりは以前にも増して希薄化しています。市民アンケート調査では、「会えば挨拶を交わす程度」の付き合いが半数近い回答である一方で、近所の人に期待する支援、及び自分が近所に対してできる支援の双方で、「災害時の手助け」や「安否確認・見守りの声掛け」が高い割合を示しています。安心・安全への高いニーズとともに、お互いの無事を確認し合おうという住民の協力意識が伺えます。

一方で、実際の付き合いは挨拶程度にとどまっているため、この緩やかなつながりを信頼関係へと深め、いざという時の助け合いや、普段のちょっとした見守りにつなげていくことが重要です。

地域の課題に対応し、地域福祉を推進するためには、身近な「ご近所さん」や「近くの人」が「助け合う」、『近助（きんじょ）』の取組を進めるとともに、地域の生活課題を「我が事」として考え、主体的に福祉活動に参画する意識の醸成が必要です。

第4期計画を通じて、「あいサポーター研修」等の研修が定着し、意識醸成の機会が進んできました。今後は、これらの知識や意識を、形骸化させることなく、実際の地域社会での見守りや、具体的な支援としての実践につなげていくことが求められています。

■取組の方針

①福祉意識の醸成

地域の人が、お互いに助け合い支え合う互助の意識の普及啓発に取り組むとともに、地域の生活課題を把握し、その解決に向けた活動に主体的に参画する意識の醸成に努めます。

②バリアフリーの理解と促進

障害のある人など、支援や配慮を必要とする人の社会参加を促すため、物理的な障壁の解消だけでなく、正しい理解と認識を深めるとともに、見守りや交流を促進することで、差別や偏見意識を払拭し、お互いが尊重し合える心のバリアフリーの推進に努めます。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域の様々な課題や問題に関心を持ち、興味のある出前講座や研修会などに参加します。
- ・各種研修等で得た知識を日々の生活の中で生かし、隣近所で困っている人や配慮が必要な人へ声を掛けるなど、自分にできる身近な行動から始めます。
- ・地域の課題や問題の解消に向け、周囲の人と協力して取り組みます。

○地域・団体の取組

- ・地域や団体で市の出前講座などを利用した学習の場を設けます。
- ・地域の小中学校等と連携し、子どもたちが早い段階から地域福祉活動や地域の課題を深められる機会を設けます。
- ・地域や団体が連携し、地域の課題解決に向けて取り組みます。

○行政の取組

- ◆地域づくり支援センターや各地区コミュニティセンターなどを拠点とした市民活動や地域活動を支援します。
- ◆地域の課題や問題の解決につながる出前講座を企画・実施します。
- ◆心のバリアフリーへの理解と啓発につながる情報提供や啓発活動、講演会などを開催します。
- ◆総合的な学習の時間や教科・道徳科・特別活動等、学校における教育活動の中で、地域の実情や特色を生かしながら福祉教育の推進に努めます。

3 地域福祉活動の担い手育成と活動の支援

■現状と課題等

超高齢社会にある本市では、支援の必要な高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り安心して快適に在宅で生活するためには、介護保険制度や各種福祉制度など公的な支援の他、地域住民やボランティアが行う見守りやごみ出しなど、日常のちょっとした困りごとを近くの人が助け合う「近助（きんじょ）」の取組による生活支援が大切になります。

市民アンケート調査では、地域福祉活動への参加率は僅かに増加傾向にあるものの、依然として不参加の人が8割を超えています。不参加の主な理由は「余裕のなさ」や「活動内容が分からない」ですが、環境が整えば参加したいと考える層も存在しています。既存の活動への継続的な支援を行うとともに、関心のある方が参加しやすい身近な関わり方を提案し、地域で支え合う活動の維持に努めていく必要があります。

今後、地域の福祉活動やボランティア活動を推進する担い手の育成や、個々の生活課題を集約し、地域の課題を発掘・抽出するとともに、地域の多様な生活支援ニーズとボランティア等の地域人材・団体を効果的に結びつけるための仕組みづくりが必要です。

■取組の方針

①担い手の確保と育成

多くの市民が認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る支援者となる「認知症サポーター養成講座」や障害のある人に対する「ボランティア養成講座」、「あいサポート運動」などを通して、ボランティアなど新たな地域福祉の担い手の発掘と育成に取り組めます。また、悩んでいる人に気付いて声を掛け、必要な支援につないで見守れるよう自殺対策の要である「ゲートキーパー研修」を実施します。

②ボランティア活動への参加に向けた支援

ボランティアに関する情報提供や相談窓口を周知し、市民のボランティアに対する関心を高め、ボランティア活動への参加につなげる取組を推進します。

③地域福祉活動の支援

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、地域の生活課題の抽出やニーズを把握し、地域全体の活力へとつながる公共性を高め、住民同士の助け合いやボランティア活動など「互助」による生活課題の解決に取り組む活動を支援します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域福祉活動への関心を深め、「時間があるとき」「一緒に行ける人がいるとき」など、自分のペースに合わせて周囲も誘い合いながら参加します。
- ・自治会や地域の各種団体の活動に関心を持ち、できることから一歩踏み出して参加します。

○地域・団体の取組

- ・各団体間でも交流を深め連携を強化し、それぞれの活動の活性化を図ります。
- ・誰もが参加しやすい地域行事を企画運営し、地域全体の交流が広がる取組を行います。
- ・地域福祉活動やボランティアに参加しやすい環境を整えます。

○行政の取組

- ◆地域福祉活動のリーダーや新たな担い手となる人たちに向けた学習会や研修会等を開催します。
- ◆「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の人やその家族を支える支援者を養成します。
- ◆障害等への理解を深める「あいサポート運動」を推進し、「あいサポーター」の育成を図ります。
- ◆自殺対策の一環として、市民を対象とした「ゲートキーパー研修」を実施します。
- ◆「第1層協議体」、「第2層協議体」それぞれに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者に対する地域の多様な主体による組織的な生活支援体制を整備するとともに、生活支援サービスの充実と互いに支え合う地域づくりを推進します。

事業指標

項目	近況値	目標値 (R13 年度)	担当課
①いきいき百歳体操の実施団体数（年度）	37 団体	41 団体	高齢者支援課
②あいサポーター研修受講者数（累計）	1,707 人	3,000 人	福祉総務課
③認知症サポーター養成講座受講者人数（累計）	10,131 人	11,000 人	高齢者支援課
④福祉ボランティアの登録者数（人口1万人当たり）	323 人	330 人	福祉総務課
⑤生活支援コーディネーターの人数	6 人	8 人	高齢者支援課
⑥ゲートキーパー研修受講者数（累計）	2,742 人	3,600 人	健康増進課

※近況値出典【年度】：①高齢者支援課【R7】

②福祉総務課【R7】（H27-R7 累計）、目標値は H27-R13 累計

③高齢者支援課【R7】（H18-R7 累計）、目標値は H18-R13 累計

④光市社会福祉協議会【R7】

⑤高齢者支援課【R7】

⑥健康増進課【R7】

基本目標Ⅱ 幸せをつなぎ地域で包む 仕組みづくり

―地域で支援の必要な人を見守り支える

包括的な相談支援の仕組みをつくります―

1 地域の見守り体制の強化

■現状と課題等

「孤独・孤立対策推進法」の施行などを背景に、誰もが社会とのつながりを持って生きられる環境づくりが強く求められています。こうした中、本市においても認知症の人や高齢者を介護している家族、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、悩みを抱えるひとり親家庭などの孤立が懸念されています。さらに、デジタル化の進展による情報格差（デジタル・ディバイド）がもたらす新たな孤立など、課題はより多様化しており、対象者とその家族を一体的に支える視点がこれまで以上に重要となっています。

このため、行政や地域の各組織・団体がそれぞれの役割を尊重し合い、お互いを温かく包み込むような地域社会の構築が求められています。今後は、登録事業者や市民サポーターをはじめとする見守りネットワークを基盤としながら、関係機関との緊密な連携の下、その活動の更なる充実を図っていくことが必要です。

■取組の方針

①支援を必要とする人の早期発見・地域の見守り活動の推進

認知症の人や高齢者を介護している家族、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、子育て世帯等、支援を必要としている人を日頃からご近所付き合いやコミュニティ活動を通じて地域や関係団体で見守り、必要に応じて関係機関につなげる体制の充実を図ります。

②虐待の防止

子どもや高齢者、障害のある人等への虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）被害の未然防止、早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や関係機関の連携強化を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域活動や児童の登下校等に合わせて、散歩・ジョギング、買い物を行うなど、日常生活の中であいさつや声掛け、見守りを心掛けます。
- ・隣近所で気にかかることや家庭があれば、まずは、周囲と協力して温かく見守り、異変を感じたときには、地域の相談窓口や民生委員・児童委員、主任児童委員などにつながります。

- ・虐待や孤立、困窮と思われる様子が気が付いた時は、勇気を持って、警察や児童相談所、市へ速やかに連絡します。

○地域・団体の取組

- ・地域・団体でできる地域の状況把握に努めるとともに、見守り活動に積極的に参加します。
- ・各種団体同士で連携を図りながら見守り活動に取り組むとともに、異変に気が付いたら関係機関に情報を提供します。

○行政の取組

- ◆孤立のサインや見守りの重要性について市民への普及啓発を推進し、地域全体で互いに見守り、困っている人を早期に発見できる意識の醸成を図ります。
- ◆「認知症高齢者等見守りネットワーク」や協力事業者による「高齢者見守り活動」など、地域における見守りネットワークの充実を図ります。
- ◆全ての妊産婦、こども、子育て家庭を対象に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な相談支援体制を構築します。
- ◆「子育てサポーター」や「子育て支援コーディネーター」の育成など、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークの充実を図ります。
- ◆警察等の関係機関や関係部署と連携したDV被害者の安全確保と支援を実施します。
- ◆学校等の関係機関と連携し、家庭内に潜在化しやすいネグレクトやヤングケアラー等の早期発見と迅速な支援を実施します。
- ◆地域で孤立しがちな家庭などの早期発見・早期対応を図るため、地域の組織や団体の連携・協力関係を強化した継続的な現地把握と見守り活動を実施します。
- ◆多くの人や組織・団体から協力が得られるよう積極的な情報提供とネットワークの拡大を図ります。
- ◆ひきこもりに関する相談窓口の周知及び居場所づくり、地域のネットワークづくりを一体的に実施します。
- ◆自殺対策の一環として、市民を対象とした「ゲートキーパー研修」を実施します。
- ◆高齢者等の情報格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた支援や情報提供を行います。

2 必要な支援や福祉サービスにつなげる包括的な相談体制の充実

■現状と課題

地域には、高齢者や障害のある人、子育て中の世帯、生活困窮者など、様々な支援を必要とする人がいます。特に、複数の問題を抱える人や相談したい内容が不明

確な人、虐待のおそれがある人などは、相談内容から課題を分析し適切な支援につなげていく必要があります。

また、従来の福祉制度やサービスの狭間にある人は、課題の発見が遅れる可能性が高いことから、早期発見により問題が重症化する前に対処する必要があります。

地域包括支援センター等相談機関の認知度が向上し、相談件数は大幅に増加していますが、相談内容の多様化・複雑化が一層進んでおり、関係機関が緊密に連携できる相談支援体制の充実が求められています。

■取組の方針

①相談窓口の周知

高齢者や障害のある人をはじめ、支援を必要としている人に対し、どこに行けば相談できるのかなど、市民や地域へ相談窓口の周知を図ります。

②包括的な相談体制の充実

高齢者や障害のある人、子育て中の世帯や生活困窮者、複雑化・複合化した課題を抱える世帯など、様々な支援を必要とする人の相談に適切かつ迅速に対応し、必要な福祉サービスへとつなげる包括的な相談体制の充実に努めます。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・困っているときは悩みを一人で抱えず、問題が重症化する前に民生委員・児童委員、主任児童委員や関係機関の相談窓口へ相談します。

○地域・団体の取組

- ・民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民と行政機関等をつなぐ役割を担い、適切な支援へと結び付けます。
- ・日常生活上の問題を抱え、専門的な支援が必要な人や家族について情報を把握した場合は、必要に応じて行政機関に連絡します。
- ・日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心掛けます。

○行政の取組

- ◆保健・医療・福祉の総合的な相談・支援拠点施設である「光市総合福祉センター『あいぱーく光』」の強みを生かし、関係する窓口や機関が連携したワンストップによる相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆全ての妊産婦、こども、子育て家庭を対象とした、「こども家庭センター」の周知を図り、相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆子育て家庭に対して交流や相談の機会を創出する「子育て支援の『わ』事業」を推進します。

- ◆高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ◆障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に対応する「障害者総合相談支援事業」の充実を図ります。
- ◆生活困窮者の早期把握に努めるとともに、支援が必要な人に対し、相談窓口である「光市生活自立相談支援センター」を設置する市社会福祉協議会や関係機関と連携した生活困窮者自立支援事業を円滑に実施します。
- ◆DV被害者への支援制度の情報提供や相談に対応できる女性相談支援員を配置するなど、DV被害者への相談支援体制を強化します。
- ◆各種相談窓口や福祉サービスに関する積極的なPRや情報提供に努めるとともに、インターネットやSNSを活用した幅広い世代への効果的な情報発信に努めます。
- ◆福祉サービス利用者からの苦情や要望等を聞き取り、サービス提供事業者に情報提供することで、福祉サービスの適切な提供を図ります。

3 支援が必要な人を支える包括的な支援体制の充実

■現状と課題

地域には、高齢者や障害のある人、子育て中の世帯や生活困窮者、複雑化・複合化した課題を抱える世帯、「制度の狭間」にある人など、様々な支援を必要とする人がいます。こうした複雑化する地域課題に適切に対応するためには、保健・福祉・医療などの公的サービスの充実を前提に、分野を超え横断的につながり、一体的に支援できる包括的な支援体制が必要です。

また、市民アンケート調査では、行政の役割として「サービスの向上」や「早期発見・支援の仕組みづくり」が高い割合を示しています。これらを踏まえ、関係各課が一体となった連携体制の下、困りごとの早期発見と迅速な支援に引き続き努めるとともに、公的サービスの更なる質の向上を図るなど、着実なサービス提供体制の推進が求められています。

■取組の方針

①適切な福祉サービスの提供

高齢者や障害のある人、子ども、健康に不安のある人など、分野ごとの公的な福祉サービスの一層の充実を図るとともに、制度の狭間や複合的な課題などに対応するため、関係機関と連携し、支援が必要な人を必要な支援につなげる包括的な支援体制の充実を図ります。

②生活困窮者などへの円滑な支援

生活困窮者や罪を犯した人、DVなどの生活上の困難を抱える人などが地域で孤立することなく、円滑に支援が受けられる相談・支援体制の充実を図ります。

③地域の課題の把握と共有及び課題解決の場づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民が、その地域の課題や問題について話し合い、課題解決の方法や手段を検討する場の設置に取り組みます。また、検討の場が有効に機能するために、課題解決に向けた地域内の調整や関係機関とのつなぎ役としての生活支援コーディネーターの配置に取り組みます。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域の行事や活動に、自身の生活に支障のない範囲で柔軟に参加します。
- ・日常生活を営む上で地域の課題や問題について考えるとともに、解決に向け自らできることはないか考えます。
- ・困った時はお互い様の精神で、無理のない範囲でちょっとしたお手伝いに努めます。

○地域・団体の取組

- ・地域の課題を検討する場に積極的に参加します。
- ・地域や団体のネットワークを有効に活用し、日常から支援の必要な人の発掘に努めます。
- ・生活支援コーディネーターと連携を図り、地域課題の解決に向けた活動に取り組みます。

○行政の取組

- ◆地域において、制度やサービスの狭間に埋もれた人を見逃さないよう、地域で支援の必要な人を見付け出し、地域で支えることのできる体制を整備します。
- ◆就労や住まい、ひきこもりなど、生活困窮状態にある人の早期把握に努めるとともに、抱える様々な問題や課題を整理し、困窮状態からの早期脱却に向けた生活の自立及び就労を促進するため、「光市生活自立相談支援センター」を設置する市社会福祉協議会や関係機関と連携した生活困窮者自立支援事業を円滑に実施します。
- ◆罪を犯した人等が社会復帰後に再犯の防止を目指し、「光市再犯防止推進計画」に基づく関係機関との連携・協力した支援を行います。
- ◆DV被害者への適切な支援やDVの防止を目指し、「光市男女共同参画基本計画」に基づいて関係機関と連携・協力した支援を行います。
- ◆「光市自殺対策計画」に基づく関係機関・団体等との連携・協力の下、「生きることの包括支援」として、総合的かつ効果的な施策を推進します。
- ◆住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域が果たすべき役割について共通認識を持ち、地域の互助意識の向上を図ることを目的とした講座や研修会を開催します。

- ◆地域課題の把握及び解決を図るため、「第2層協議体」の設置及び生活支援コーディネーターの配置に向けて、第1層生活支援コーディネーターと協働し、未設置地区への働き掛けを行います。
- ◆地域で子育てを支え合うため、登録会員が「相互援助活動」を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。

事業指標

項目	近況値	目標値 (R13年度)	担当課
①高齢者見守り活動に協力する民間事業所数	15 事業所	15 事業所	高齢者支援課
②ひかり見守りネットの協力事業者数	201 事業者	210 事業者	高齢者支援課
③ひかり子育て見守りネットワーク市民サポーター数	371 人	500 人	こども家庭課
④ゲートキーパー研修受講者数（累計）【再掲】	2,742 人	3,600 人	健康増進課
⑤子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数（年度）	12,474 件	13,000 件	こども家庭課
⑥高齢者に関する相談人数（延人数）	10,264 人	12,500 人	高齢者支援課
⑦光市生活自立相談支援センターへの相談件数（年度）	110 件	110 件	福祉総務課
⑧地域の生活支援の取組を推進する協議体数	5 協議体	7 協議体	高齢者支援課
⑨生活支援コーディネーターの人数【再掲】	6 人	8 人	高齢者支援課

※近況値出典【年度】：①高齢者支援課【R7】

②高齢者支援課【R7】

③こども家庭課【R7】

④健康増進課【R7】

⑤こども家庭課（こども相談センターきゅっと）【R7】

⑥高齢者支援課【R7】

⑦福祉総務課【R7】

⑧高齢者支援課【R7】

⑨高齢者支援課【R7】

基本目標Ⅲ 支え合い安心して生活できる 地域づくり

一人々が協力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しますー

1 地域のつながり強化

■現状と課題

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生し、地域での支え合いの必要性は高まり、日常的なつながりや災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。

一方で、地域における災害時の支援活動では、個人情報やプライバシーの保護や配慮が重要となっています。市民アンケート調査においても、約半数の人が地域の助け合いに必要なプライバシー情報は開示しても良いと回答しましたが、不安を感じている人も3割を超え、個人情報の保護やプライバシーへの配慮が求められています。

また、介護疲れやストレス、希薄な人間関係や社会的な孤立などを要因に、高齢者や障害のある人、児童への虐待や8050問題、ひきこもりや孤独死など、様々な社会問題への対応が求められており、早期発見・早期対応・早期解決のためにも地域内の関係者が連携する必要があります。

■取組の方針

①災害時避難行動要支援者への支援

災害時、自力で避難することが困難で支援を必要とする人を把握し、迅速かつ円滑に避難できるよう災害時要援護者名簿の作成・整理・活用等を行い、民生委員・児童委員、主任児童委員や自治会、自主防災組織等地域での助け合いの仕組みづくりを推進します。

②地域福祉関係機関等との連携強化

様々な地域の課題の解決に向け、地域包括支援センターをはじめ、「地域自立支援協議会」や「要保護児童対策地域協議会」、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉関係事業者など、関係機関との連携強化を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・災害時に備え、災害時要援護者名簿の作成や活用などに関わる取組について理解し、可能な限り協力します。
- ・地域のイベントや防災訓練などコミュニティ活動に参加し、有事に備え「顔の見える関係」を作ります。

○地域・団体の取組

- ・ 日常的な見守りや地域活動を通じて災害に備えた体制を整えます。
- ・ 個人情報の保護やプライバシーへの配慮に努めます。
- ・ 他の関係機関との連携を強化し、地域の課題の解決に向けて取り組みます。

○行政の取組

- ◆ 災害時の避難に備え、避難行動要援護者に対する個別避難計画を推進します。
- ◆ 情報提供や研修などを通じた地域の自主防災活動を支援します。
- ◆ 障害のある人や難病患者等、支援や配慮が必要な人に対する災害時の支援体制を整備します。
- ◆ 災害発生時、在宅の要配慮者(高齢者や障害のある人等)が安心して避難生活を送ることができるよう、必要なサービスや物資、器材及び人材等の支援体制が整った福祉事業者と協定を締結します。
- ◆ 民生委員児童委員協議会など、地域の組織や団体の連携・協力関係の強化による継続的な活動を支援します。
- ◆ 社会的な孤独や孤立の問題に対し、国・県の動向を踏まえつつ、地域の関係者と連携して、状況把握と必要な支援につなげる仕組みづくりを検討します。

2 誰もが安心して生活できる環境づくり

■現状と課題

住み慣れた地域でその人らしい生活を送るためには、その人の尊厳や権利が守られ、尊重されることが重要です。特に、判断能力が十分でない人が財産管理や契約などで不利益を受けることのないよう支援や権利の擁護が必要です。

しかしながら、市民アンケート調査では、成年後見制度の認知度自体は一定数あるものの、「名称は知っているが、詳しい内容は知らない」という人が最も多く、「知らない」という人と合わせると、約6割の人が制度の詳細までは把握していないという回答結果になっています。このため、成年後見制度の周知を図り、相談や支援を受けやすい環境を整える必要があります。

また、誰もが安心して生活できる環境を整えるためには、インフラの整備にとどまらず、近くにいる人が助け合う「近助(きんじょ)」の取組が不可欠です。地域内での日常的な声掛けを通じて信頼関係を構築し、お互いを思いやり、支え合う関係性を強化していく必要があります。

■取組の方針

①権利擁護体制の充実と成年後見制度の周知・利用促進

高齢や障害のある人等で判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する成年後見制度の利用を推進します。

②安全・安心な地域づくりの推進

地域の支え合いによる防犯体制や買い物・通院など外出時の支援、交通安全対策など、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。

③地域で必要な支援を提供できる体制の充実

地域の多様な主体により、地域で支援を必要としている人と支援を行う人をつなぎ、公共性を高めつつ、地域で助け合う支援体制の構築を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・自分や家族の将来に向けて、成年後見制度に関心を持ち、正しい理解に努めます。
- ・日頃からの健康管理や、体調を崩したときに安心して相談できるよう「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」を持ちます。
- ・交通ルールやマナーを順守するとともに、登下校時の子どもの見守りなど、身近な安全活動に協力します。
- ・挨拶や声掛けなど、普段から地域でのコミュニケーションを図ります。
- ・隣近所で支援が必要な人がいれば、できる範囲で手助けや見守りをします。
- ・自分ひとりでできないことは、隣近所の人や身近な相談窓口に支援や手助けをお願いします。

○地域・団体の取組

- ・ごみ出しや買い物、通院などの外出など、日常生活のちょっとしたことで困っている人や家族に対し、声を掛け合いながら、隣近所で協力して助け合います。
- ・地域における住民同士の自発的な助け合いや支え合いの大切さを理解し、実践に努めます。
- ・日頃の活動の中で発見した高齢者等の異変に気付いた場合、必要に応じて市に情報提供します。

○行政の取組

- ◆市社会福祉協議会と連携した権利擁護事業を推進します。
- ◆「光市成年後見制度利用促進基本計画」の下、成年後見制度の普及啓発と利用促進に向けた取組を進めます。
- ◆警察や関係機関と連携し、地域における防犯活動や交通安全活動等を推進します。
- ◆地域の特性に応じた生活交通を確保するため、「地域公共交通計画」の下、地域で暮らし続けることができる公共交通ネットワークを整備します。

- ◆地域と行政、社会福祉協議会が連携し、地域の助け合いの仕組みを考える場の設置や地域で支援を受けたい人と支援者をつなぐ生活支援コーディネーターの養成を支援します。
- ◆かかりつけ医等を持つことの必要性や意義、救急医療機関の適正受診について、市民への普及啓発に努めます。

3 地域団体の活動支援

■現状と課題

人と人とのつながりが希薄化する中、地域行事や活動への参加者の減少や担い手不足などにより、地域活動が衰退し、地域で支え合う力が弱まっていることが懸念されています。

このようなことから、既存の市民活動団体の継続的な活動を支援し、地域の中で助け合い、支え合う体制の構築に向け、地域・団体の活動を支援する取組が必要となります。

また、市民アンケート調査では、市民意識として「住民同士の助け合い意識の向上」が5割を超え、地域住民が互いに助け合い、身近な地域の課題や問題点を見つけ出すとともに、その解消に向けた解決策を自ら話し合い、必要に応じて行政など関係機関につないでいくなど、近くにいる人が助け合う「近助（きんじょ）」の力を高め、地域課題の解消を図る体制づくりが求められています。

■取組の方針

①地域福祉活動団体に対する支援の充実

自治会をはじめ、自主防災組織や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン実施団体、ボランティア団体等の主体的な活動を支援します。

②地域交流の促進と拠点づくり

地域の住民やボランティア、各種団体が活動の場として集える機会や拠点づくりを支援し、住民同士のつながりやふれあい、世代を超えた交流を推進します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・自治会や地域の各種団体の活動や各種ボランティア活動などに関心を持ち、自身の生きがいづくりや健康維持、孤立防止のためにも、無理のない範囲で参加します。

○地域・団体の取組

- ・地域コミュニティの活性化を図り、コミュニティ協議会などが行う活動や行事について周知し、参加を促します。また、各団体間でも交流を深め、連携を強化し、それぞれの活動の活性化を図ります。

○行政の取組

- ◆老人クラブや各種サークルなど、地域で活躍する団体や組織の活動内容の周知と活動を支援し、社会参加の促進を図ります。
- ◆地域コミュニティの活性化を図り、主体的な活動が行われるよう各種団体の活動や創意工夫ある取組を支援します。
- ◆地域づくり支援センターや各地区コミュニティセンターなどを拠点とした市民活動や地域活動を支援します。

事業指標

項目	近況値	目標値 (R13 年度)	担当課
①自主防災組織率（加入世帯の割合）	92.9%	97.0%	防災危機管理課
②市民活動団体の登録数	55 団体	55 団体	地域づくり推進課
③地域の生活支援の取組を推進する協議体数【再掲】	5 協議体	7 協議体	高齢者支援課
④ふれあい・いきいきサロンの登録数	71 サロン	75 サロン	高齢者支援課

※近況値出典【年度】：①防災危機管理課【R7】

②地域づくり推進課【R7】

③高齢者支援課【R7】

④高齢者支援課【R7】

第2章 光市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、国は、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、令和4年3月には新たな基本計画として「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。同計画では、地域共生社会の実現に向けた市町村の役割として、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりを位置付けるとともに、権利擁護回復支援における主体的取組や市町村長による後見開始等の申立、成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定等が示されています。

こうした中、本市では、令和3年10月に「光市成年後見制度利用促進協議会」及び高齢者支援課、福祉総務課で構成する「中核機関」を設置したことを端緒として、令和4年3月には「第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に内包する形で「光市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた各種取組を実施してきましたが、令和9年3月をもって計画期間が終了することから、引き続き、成年後見制度の利用促進に係る取組をさらに進めるため、「第2期光市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

■地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進



資料：厚生労働省（第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要について）

2 現状と課題

(1) 成年後見制度の周知・啓発

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人が、財産管理や身のまわりの世話のために必要な介護等のサービスや入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に、保護し、支援をする制度です。

アンケート調査では、成年後見制度を「知っている」と回答した人は 35.8%、「名称は知っているが、詳しい内容は知らない」、「知らない」と回答した人が 61.7%で、いずれも前回調査から同水準で推移しており、制度の周知や理解が進んでいないと考えられます。

引き続き、市民への制度内容の周知や啓発に取り組むほか、日常的に支援に携わっている福祉・医療・地域の関係者等に対する一層の理解促進に努め、成年後見制度を必要とする人に必要な情報や支援が行き渡るよう、支援体制を整備する必要があります。

(2) 相談支援体制の機能強化

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、中核機関への相談件数は、令和3年度から令和7年度までの5年間で大幅に増加し、相談内容も複合的な課題を抱える事例が増加傾向にあるため、包括的な相談支援体制の充実を図る必要があります。

<成年後見制度の利用状況>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
成年後見	89人	106人	97人	116人	115人
保佐	15人	18人	16人	13人	17人
補助	5人	4人	3人	2人	2人
任意後見	2人	1人	2人	1人	0人
合計	111人	129人	118人	132人	134人

資料：山口県家庭裁判所資料（各年度6月）

<中核機関の相談件数>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	75件	85件	181件	349件	305件

※令和3年度は10月～3月までの実績となります。

<後見開始等の市長申立件数>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申立件数	5件	2件	7件	3件	3件

3 具体的な取組

(1) 包括的な支援体制の構築

- 日常的に本人を支援している介護支援専門員、相談支援専門員、医療相談員等の支援者は、成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する相談を受け止め、早期に一次相談窓口（地域包括支援センター、障害者総合相談支援事業実施事業所、社会福祉協議会）へつなぐとともに相互に連携しながら初期相談に対応します。
- 初期相談の中で、成年後見制度に関する本格的な検討・支援が必要と思われるケースについては、中核機関において、相談対応や具体的な課題の整理、後見ニーズの精査を行い、市長申立を含む適切な申立人の調整を行います。
- 法律・福祉・医療等の地域の関係機関により構成した受任者調整会議を実施し、本人の状況に応じた適切な後見人候補者、選任形態等を家庭裁判所に推薦します。
- 本人に身近な親族や支援者と成年後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を共有して対応する「権利擁護支援チーム」を形成することで、適切に本人の権利擁護が図れるよう支援します。
- 家庭裁判所から選任された後見人等が意思決定支援や身上保護を重視した後見活動を行うことができるよう、中核機関と権利擁護支援チームが支援方針や支援状況等を共有するほか、必要に応じて、専門職や関係機関等が参加する会議を開催する等の方法により、後見人の支援に努めます。

(2) 成年後見制度の利用支援

- 成年後見制度の利用を必要としている人に対して、成年後見制度や家庭裁判所への申立て手続きについての説明や支援を行います。
- 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、自ら申立てることが困難であったり、親族等の支援が得られない方に対して、市長申立てを行うことで、本人の生活を守ります。
- 申立てに要する費用や後見人等への報酬助成を実施し、成年後見制度の利用支援を行います。また、実施内容については国の動向等を踏まえながら適宜見直しを行い、必要とする方を制度の利用に結び付けられるよう取り組みます。

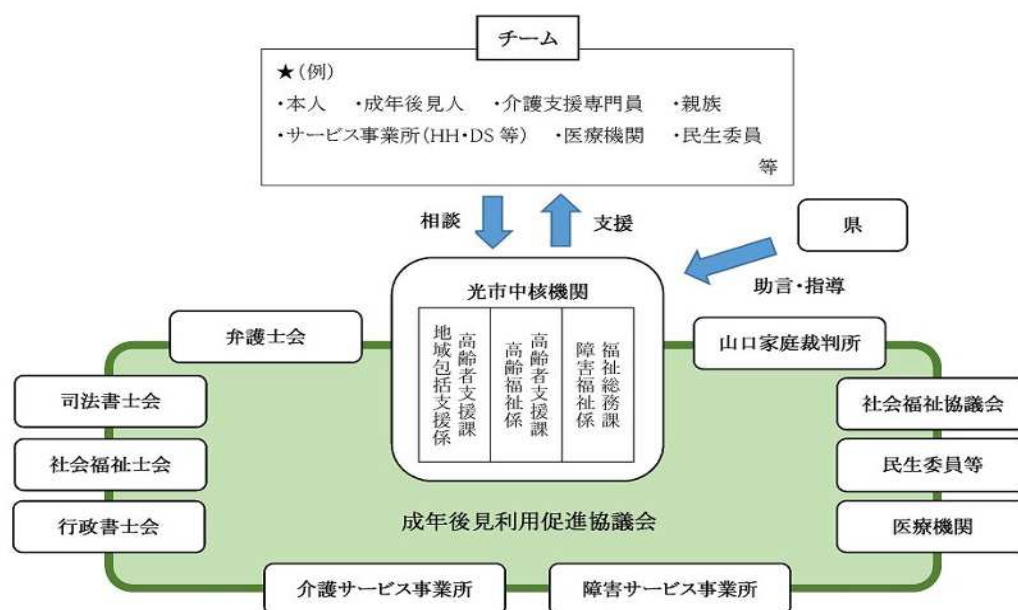
(3) 地域連携ネットワークづくり

- 本市では、令和3年10月に社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会等の権利擁護支援の実務に携わる職種を構成員とした光市成年後見利用促進協議会を設置し、中核機関と相互に連携を図りながら権利擁護の取組を進めています。今後は、これまでの取組に加えて、消費生活センターや生活自立相談支援センター（生活困窮者自立支援事業）等の様々な専門性をもった相談支援機関との連携体制を段階的に整備し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進していきます。
- 虐待等の困難ケースでは組織的な対応が求められることから、法人後見の担い手の確保

や法人後見実施団体との連携強化に努めます。

○市民、福祉・医療・地域の関係者及びその他の民間事業者等を対象にした研修会・出前講座の実施やパンフレットの配布等により、地域全体の権利擁護に関する理解促進、意識啓発を図ります。併せて、相談窓口（中核機関）の周知を図ることで、権利擁護ニーズの早期発見・早期対応に努めます。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



【チーム】本人の親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になり、日常的な本人の見守りや継続的な意思・状況の把握により対応を行う。

【中核機関】成年後見制度利用促進に係る広報・相談機能や協議会の事務局を担い、困難ケースの検討やチーム支援、市長申立検討等を行う中で適切な協議会の開催につなげる。

【協議会】地域課題の検討、調整、解決をはじめ、体制整備の拡充検討、各活動のサポートや監督を担う。